

第116回 定時株主総会 招集ご通知

▶ 日 時

2019年6月26日(水曜日)
午前10時

▶ 場 所

浜離宮三井ビルディング 2階
東京都中央区築地5丁目6番4号
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

▶ 決議事項

議案 取締役10名選任の件

議 決 権 行 使 期 限

2019年6月25日(火曜日)
午後5時まで

▶ 目 次

第116回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	5
事業報告	13
連結計算書類	39
計算書類	41
監査報告	43

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりました
お土産は、廃止させていただいております。

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご支援を賜りまして、厚く御礼申しあげます。

当社グループは2018年度（第116期）より持株会社体制へ移行し、「三井E&Sグループ」として新たなスタートを切りましたが、海外プロジェクトにおける大規模な損失により、財務基盤を著しく毀損する結果となりました。現在の財務状況を踏まえ、当期の期末配当につきましては、引き続き無配とさせていただきます。株主の皆様には多大なご迷惑、ご心配をお掛けすることとなり、心よりお詫び申しあげます。

今後、当社グループでは、本年5月10日に公表した「三井E&Sグループ 事業再生計画」を確実に実行することにより財務・収益体質の強化と事業構造の変革を推し進め、グループの企業価値向上に向けて、総力を挙げて取り組んでまいります。今後とも何卒ご支援を賜りますようお願い申しあげます。

2019年6月

》企業理念

社会に人に信頼される ものづくり企業であり続けます

当社グループの事業の中心は、高い技術を基盤に地球環境にやさしく、社会や人に役立つ製品・サービスを提供する「ものづくり」です。その「ものづくり」を通じて社会の発展に寄与することで、社会や人から信頼を勝ち得ることが当社の存在意義・使命です。そして、その信頼なくしては、当社の存続はありえないと考えています。

》経営姿勢

お客様により高い満足を提供します
安全で働き甲斐のある職場を実現します
社会の発展に寄与します
企業永続のために利益を追求します



代表取締役会長
CEO

田中 孝雄

社長
COO

岡 良一

株主各位

東京都中央区築地5丁目6番4号
株式会社三井E&Sホールディングス
代表取締役会長 田中孝雄

第116回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第116回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3～4頁の「議決権行使のご案内」に従って、**2019年6月25日（火曜日）午後5時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2019年6月26日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 浜離宮三井ビルディング 2階
東京都中央区築地5丁目6番4号 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第116期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第116期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | 議案 取締役10名選任の件 |

以 上

◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ① 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、廃止させていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト >>>> <https://www.mes.co.jp/>

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいようお願い申し上げます。なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんのでご了承願います。

当社の指定する議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

議決権行使期限：2019年6月25日（火曜日）午後5時まで受け付けいたします。

① 議決権行使ウェブサイトへアクセス ② ログインする ③ パスワードの入力



<https://www.web54.net>
「次へすすむ」をクリック



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

初回ログイン時には、パスワード変更画面に移動します。



「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

- インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱っていただきます。
- インターネット等と議決権行使書用紙の両方で議決権を重複して行使された場合は後に到着したものを、両方が同日に到着した場合にはインターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱っていただきます。

☒ パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネットによる議決権行使に関する操作方法等がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行

証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話

0120(652)031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

お問い合わせ先

其他のご照会は、以下にお問い合わせください。

- 証券会社に口座をお持ちの株主様 お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
- 証券会社に口座のない株主様 三井住友信託銀行 証券代行事務センター
(特別口座をお持ちの株主様) [電話]0120(782)031(フリーダイヤル) / (受付時間 9:00~17:00 土・日・休日を除く)

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社「ICJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

議案 取締役10名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、3名増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。その候補者は次のとおりであります。

なお、3名増員とする理由は、主要な事業会社（4社）が当社グループ全体を俯瞰し、その中で自社の取るべき最善策を考えて事業運営を行うことで、当社グループ全体としての安定と成長を図ることを主な目的として、主要な事業会社の代表取締役社長を兼務として当社の取締役に加えるためであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位及び担当	候補者属性	2018年度取締役会出席状況
1	田中 孝雄	代表取締役会長 CEO	再任	16回／16回 (100%)
2	岡 良一	社長 COO、CISO、経営企画部担当	新任	4回／4回 (100%) ※1
3	松原 圭吾	顧問	新任	
4	田口 昭一	人事総務部玉野総合事務所長	新任	
5	古賀 哲郎		新任	4回／4回 (100%) ※1
6	高橋 岳之		新任	
7	得丸 茂		新任	
8	香西 勇治		新任	12回／12回 (100%) ※2
9	徳久 徹	社外取締役	再任 社外 独立役員	16回／16回 (100%)
10	田中 稔一	社外取締役	再任 社外 独立役員	16回／16回 (100%)

新任 新任取締役候補者

再任 再任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立役員 独立役員候補者

※1. 2018年6月27日開催の第115回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により当社取締役を退任しております。

※2. 2018年6月27日開催の第115回定時株主総会において当社取締役に選任され、2019年3月31日をもって辞任により退任しております。

候補者番号 1

た な か た か お
田中 孝雄

(1950年4月25日生)

再任



略歴、当社における地位及び担当

1973年 4月 当社入社
 2005年 6月 理事、機械・システム事業本部事業本部長
 補佐
 2007年 6月 取締役、機械・システム事業本部副事業本
 部長兼技術本部副本部長
 2009年 6月 常務取締役、機械・システム事業本部長

2011年 6月 代表取締役常務取締役、経営企画部及び人
 事総務部門担当
 2012年 6月 経営企画部担当
 2013年 6月 代表取締役社長
 2015年 4月 CEO、現在に至る。
 2019年 4月 代表取締役会長、現在に至る。

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

機械事業における卓越した見識、並びに機械・システム事業本部長、経営企画部、人事総務部門担当等としての実績及びその経験を通じ培った優れた経営能力に加え、途上にある当社グループの構造改革を推進するとともに、懸案事項の処理に主導的な役割を果たすため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

所有する当社の株式数
8,700株
 取締役在任期間
12年
 取締役会出席状況
16回/16回
(100%)

候補者番号 2

お か りょう い ち
岡 良一

(1958年10月8日生)

新任



略歴、当社における地位及び担当

1981年 4月 当社入社
 2005年 7月 機械・システム事業本部機械工場生産計画部長
 2006年 3月 機械・システム事業本部機械工場品質保証部長
 2011年 1月 機械・システム事業本部機械工場ディーゼ
 ル設計部長
 2013年11月 機械・システム事業本部テクノサービス事
 業室サービスセンター長
 2014年 4月 理事、機械・システム事業本部テクノサー
 ビス事業室長

2015年 4月 執行役員
 2016年 4月 機械・システム事業本部副事業本部長（産
 業機械担当）
 2017年 4月 常務執行役員、機械・システム事業本部長
 2017年 6月 取締役
 2018年 4月 (株)三井E&Sマシナリー代表取締役社長
 2018年 6月 当社取締役退任
 2019年 4月 社長、COO、CISO、経営企画部担当、現
 在に至る。

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

機械事業における卓越した見識、並びに機械・システム事業本部長、当社取締役、(株)三井E&Sマシナリー代表取締役社長等としての実績及びその経験を通じ培った優れた経営能力に加え、当社グループの構造改革を推進するため、新たに取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

所有する当社の株式数
2,500株
 取締役在任期間
1年
 取締役会出席状況
4回/4回
(100%)

候補者番号 3

まつばら けいご
松原 圭吾

(1955年12月10日生)

新任



所有する当社の株式数
2,000株

略歴、当社における地位及び担当

1979年 4月 三井物産(株)入社
2007年 4月 同社業務プロセス管理第一部長
2009年 4月 同社財務統括部長
2011年 4月 同社経理部長
2012年 4月 同社執行役員、CFO補佐
2015年 4月 同社常務執行役員、CFO

2015年 6月 同社代表取締役、常務執行役員、CFO
2017年 4月 同社代表取締役、専務執行役員、CFO
2018年 4月 同社取締役
2018年 6月 同社顧問
2019年 3月 当社顧問、現在に至る。

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

総合商社の経営者としての経験に基づく事業活動や経営全般に関する豊富な見識、並びに長年従事した財務・経理業務の経験により培われた卓越した専門知識に加え、当社の財務・収益体質の強化のため、新たに取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号 4

たぐち しょういち
田口 昭一

(1958年4月9日生)

新任



所有する当社の株式数
3,100株

略歴、当社における地位及び担当

1985年 4月 当社入社
2004年 2月 機械・システム事業本部機械工場製造部長
2006年 3月 機械・システム事業本部機械工場業務管理部長
2007年 7月 経営企画部主管
2008年 6月 IR室主管
2009年 1月 機械・システム事業本部機械工場製造部長
2011年 1月 機械・システム事業本部機械工場業務管理部長
2011年 5月 機械・システム事業本部機械工場品質保証部長
2012年 5月 機械・システム事業本部企画管理部長兼IR室主管

2013年 6月 機械・システム事業本部機械工場長
2014年 4月 理事
2015年 4月 執行役員
2016年 4月 常務執行役員、玉野事業所長、社長特命事項（製造部門総括）
2017年10月 玉野事業所総務部長
2018年 3月 (株)三井E&Sビジネスサービス代表取締役社長、現在に至る。
2018年12月 当社人事総務部玉野総合事務所長、現在に至る。

重要な兼職の状況

昭和飛行機工業(株)取締役

取締役候補者とした理由

機械事業における卓越した見識、並びに機械・システム事業本部機械工場長、事業所長、(株)三井E&Sビジネスサービス代表取締役社長、昭和飛行機工業(株)取締役等としての実績及びその経験を通じ培った優れた経営能力に鑑みて、新たに取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号 5

こ が て つ ろ う
古賀 哲郎

(1956年11月16日生)

新任



所有する当社の株式数
1,600株
取締役在任期間
2年
取締役会出席状況
4回/4回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1981年 4月 当社入社
2009年 6月 船舶・艦艇事業本部千葉造船工場管理部長
2011年 2月 船舶・艦艇事業本部玉野造船工場艦船建造部長
2013年 6月 船舶・艦艇事業本部企画管理部長兼IR室主管
2014年 4月 理事

2014年12月 船舶・艦艇事業本部艦船・特機総括部長
2015年 4月 執行役員、船舶・艦艇事業本部副事業本部長
2016年 4月 常務執行役員、船舶・艦艇事業本部長
2016年 6月 取締役
2018年 4月 三井E&S造船㈱代表取締役社長、現在に至る。
2018年 6月 当社取締役退任

重要な兼職の状況

三井E&S造船㈱代表取締役社長

取締役候補者とした理由

船舶事業における卓越した見識、並びに船舶・艦艇事業本部企画管理部長、艦船・特機総括部長、船舶・艦艇事業本部長、当社取締役、三井E&S造船㈱代表取締役社長等としての実績及びその経験を通じ培った優れた経営能力に鑑みて、新たに取締役候補者としてしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号 6

た か は し た け ゆ き
高橋 岳之

(1964年10月9日生)

新任



所有する当社の株式数
2,100株

略歴、当社における地位及び担当

1987年 4月 当社入社
2007年10月 鉄構・物流事業本部運搬機システム営業部長兼輸出管理室主管
2012年 6月 機械・システム事業本部運搬機システム営業部長
2015年 9月 経営企画部主管
2015年10月 経営企画部グローバル戦略室長兼IR室主管

2016年10月 企画本部経営企画部戦略企画室長
2018年 2月 機械・システム事業本部事業本部長補佐
2018年 4月 ㈱三井E&Sマシナリー執行役員、現在に至る。
2019年 4月 同社代表取締役社長、現在に至る。

重要な兼職の状況

㈱三井E&Sマシナリー代表取締役社長

取締役候補者とした理由

機械事業、経営企画部、企画本部における卓越した見識、並びに企画本部経営企画部戦略企画室長、機械・システム事業本部事業本部長補佐、㈱三井E&Sマシナリー執行役員等としての実績及びその経験を通じ培った優れた経営能力に鑑みて、新たに取締役候補者としてしました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号 7

とくまる

得丸

しげる

茂

(1959年6月10日生)

新任



所有する当社の株式数
1,300株

略歴、当社における地位及び担当

1982年 4月 当社入社
 2003年 7月 環境・プラント事業本部プロジェクト部主管
 2012年 6月 エンジニアリング事業本部プロジェクト部主管
 2016年 4月 理事、エンジニアリング事業本部事業本部長補佐（プロジェクト担当）

2017年 10月 執行役員、エンジニアリング事業本部事業本部長補佐
 2018年 1月 エンジニアリング事業本部環境・エネルギー事業部長
 2018年 4月 ㈱三井E&Sエンジニアリング取締役、執行役員
 2019年 4月 同社代表取締役社長、現在に至る。

重要な兼職の状況

㈱三井E&Sエンジニアリング代表取締役社長

取締役候補者とした理由

エンジニアリング事業における卓越した見識、並びにエンジニアリング事業本部事業本部長補佐、エンジニアリング事業本部環境・エネルギー事業部長、㈱三井E&Sエンジニアリング取締役等としての実績及びその経験を通じ培った優れた経営能力に鑑みて、新たに取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

候補者番号 8

こうざい

香西

ゆうじ

勇治

(1960年2月10日生)

新任



所有する当社の株式数
1,800株

取締役在任期間
9ヶ月

取締役会出席状況
12回/12回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1982年 4月 当社入社
 2005年 6月 機械・システム事業本部機械工場ディーゼル設計部長
 2007年 7月 機械・システム事業本部機械工場生産計画部長
 2011年 1月 機械・システム事業本部機械工場品質保証部長
 2013年 6月 経営企画部長
 2014年 4月 理事

2015年 4月 執行役員
 2016年 10月 企画本部副本部長
 2018年 6月 取締役、CISO
 2019年 3月 三井海洋開発㈱代表取締役社長、現在に至る。
 2019年 3月 当社取締役退任

重要な兼職の状況

三井海洋開発㈱代表取締役社長

取締役候補者とした理由

機械事業、経営企画部、企画本部における卓越した見識、並びに経営企画部長、昭和飛行機工業㈱取締役、三井海洋開発㈱取締役、当社取締役等としての実績及びその経験を通じ培った優れた経営能力に鑑みて、新たに取締役候補者となりました。

候補者と当社との特別の利害関係

香西勇治氏は、当社の子会社である三井海洋開発㈱の代表取締役社長を務めております。当社は、同社のFPSO（浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備）プロジェクトのO&Mに関する債務の一部を保証し、同社から保証料の支払いを受けております。また、当社は同社から金銭を借り入れております。

候補者番号 9

とくひさ とおる
徳久 徹

(1952年4月3日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社の株式数
1,500株
取締役在任期間
6年
取締役会出席状況
16回/16回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1976年 4月 日本輸出入銀行入行
1999年12月 国際協力銀行ワシントン首席駐在員
2002年10月 同行開発金融研究所副所長
2004年 7月 同行国際審査部長
2005年10月 同行米州地域外事審議役
2006年 9月 同行退職

2006年10月 ヌサ・テンガラ・マイニング(株)代表取締役
副社長
2013年 6月 当社社外取締役、現在に至る。
2016年11月 ヌサ・テンガラ・マイニング(株)代表取締役
副社長退任

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

社外取締役候補者とした理由

長年、政府系金融機関の職員として、また、海外鉱山への投融資事業会社の経営者として培われた国際金融、海外投資における豊富な知識と実績を、当社グループの海外事業展開における事業性の評価やリスク管理の分野などに活かしていただくとともに、独立した立場からの経営の監視・監督機能を期待するため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

責任限定契約の内容の概要

当社は、徳久 徹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれが高い額となります。また、本議案をご承認いただいた場合には、当社は同氏との間で締結している当該契約を継続する予定であります。

独立性に関する事項

徳久 徹氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外役員の独立性基準」(12頁をご参照ください。)を満たしており、本議案をご承認いただいた場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

候補者番号 10

た な か と し か ず
田 中 稔 一

(1945年2月7日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社の株式数
2,000株
取締役在任期間
4年
取締役会出席状況
16回/16回
(100%)

略歴、当社における地位及び担当

1968年 4月	東洋高圧工業(株) (三井東圧化学(株)) 入社	2007年 4月	同社基礎化学品事業本部、経営企画部、グループ経営推進部、支店及び海外統括会社担当
1999年 6月	三井化学(株)取締役、基礎化学品事業本部フェノール事業部長	2009年 6月	同社代表取締役社長
2003年 6月	同社常務取締役、基礎化学品事業グループ副事業グループ長	2014年 4月	同社取締役
2004年 6月	同社基礎化学品事業グループ長	2014年 6月	同社相談役
2005年 6月	同社代表取締役副社長、基礎化学品事業グループ長	2015年 6月	当社社外取締役、現在に至る。
		2018年 6月	三井化学(株)顧問、現在に至る。

重要な兼職の状況

三井化学(株)顧問

社外取締役候補者とした理由

長年、大手総合化学会社の経営者として培われた国内外における事業活動や企業経営全般における豊富な知識と実績を有しており、当社グループの経営全般について大所高所より助言いただくとともに、独立した立場からの経営の監視・監督機能を期待するため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者と当社との特別の利害関係

特別の利害関係はありません。

責任限定契約の内容の概要

当社は、田中稔一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。また、本議案をご承認いただいた場合には、当社は同氏との間で締結している当該契約を継続する予定であります。

独立性に関する事項

田中稔一氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外役員の独立性基準」(12頁をご参照ください。)を満たしており、本議案をご承認いただいた場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。なお、田中稔一氏が現在顧問を務め、過去において業務執行者であった三井化学(株)との間には、プラント関連の部品及び材料などの販売並びに仕入などに関する取引関係が存在していますが、直近の事業年度において同社の当社グループに対する売上が同社の年間連結総売上高に占める割合は0.1%未満であり、また、当社グループの同社に対する売上が同社の年間連結総売上高に占める割合は1.5%未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。

<ご参考1>当社役員等の指名に関する方針

取締役及び監査役候補者の選任にあたりましては、任意の人事諮問委員会を設置し、同委員会が取締役の選任基準及び選任案の確認を行います。また、同委員会は監査役候補者が監査役会の定める要件に合致しているかの確認を行います。社長は以上の確認を経た後、取締役及び監査役候補者の選任議案を取締役会に付議いたします。同委員会は、社長、社長が任命する代表取締役1名及び独立社外取締役2名の計4名を構成員とし、社長を委員長としています。

<ご参考2>社外役員の独立性について

当社は、東京証券取引所の独立性基準に抵触する者及び原則として以下の「社外役員の独立性基準」の要件に該当する者については独立性がないものと判断いたします。

●社外役員の独立性基準（2015年10月30日制定）

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に下記の要件を加味した上で、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」という）の独立性を判断する。

- ①当社若しくはその連結子会社（以下「当社グループ」という）を主要な取引先とする者（※1）又はその業務執行者
- ②当社グループの主要な取引先（※2）又はその業務執行者
- ③当社の大口債権者（※3）又はその業務執行者
- ④当社の主要株主（※4）又はその業務執行者
- ⑤当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑥当社グループから直近事業年度に役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- ⑦過去1年間において①～⑥のいずれかに該当していた者
- ⑧①から⑦までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者（※5）

※1：当社グループを主要な取引先とする者：直近事業年度における当社グループとの取引額がその者の年間連結総売上高の2%を超える者をいう。

※2：当社グループの主要な取引先：当社グループの直近事業年度における取引額が、当社の年間連結総売上高の2%を超える者をいう。

※3：大口債権者：当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がないような金融機関その他の債権者をいう。

※4：主要株主：当社の議決権保有割合10%以上の株式を保有する株主をいう。

※5：近親者：配偶者又は二親等内の親族をいう。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、米国では、良好な雇用・所得環境に支えられて個人消費は堅調に推移していますが、中国との貿易摩擦をはじめとした通商政策がもたらす景気の減速がリスクとなっております。欧州では、労働市場の改善を背景に個人消費が底堅く推移している一方で、海外景気の減速や英国のEU離脱問題等の政治をめぐる不確実性の高まりに伴い、景気の先行きは不透明な状況にあります。新興国・資源国では、米中貿易摩擦の影響で中国景気の減速傾向が明確化しており、中国依存の諸国においては輸出の鈍化による景気後退が懸念されております。国内経済は、堅調な雇用・所得環境を背景とした個人消費の回復、企業業績の改善を受けた設備投資の増加基調、インバウンド需要の持ち直しなどにより緩やかな景気の回復基調が続いていますが、米中及び欧州を軸とする世界経済の減速が懸念されております。

このような状況下、当社グループは、2017年2月に公表した「2017年度中期経営計画（17中計）」（2017年4月から2020年3月までの経営計画）の中間年にあたり、当社グループが目指す将来像や方向性、2016年度からの10年間にわたる会社のあり方を示す長期ビジョン「MES Group 2025 Vision」の達成に向けて、「環境・エネルギー」、「海上物流・輸送」、「社会・産業インフラ」の3事業領域に注力し、「経営基盤の深化」と「グループ経営の深化」を進めてきました。その経営改革の一環として、2018年4月1日より持株会社体制へ移行するとともに、商号を「株式会社三井E&Sホールディングス」に改めております。

一方、エンジニアリング事業の海外EPC（設計・調達・建設）プロジェクトにおいて、大規模な損失が連続して発生したため、当社グループの財務基盤は著しく毀損し、自己資本の回復と資金の確保が急務となっております。そのため、新たに「三井E&Sグループ 事業再生計画（事業再生計画）」を策定し、2019年5月に公表しました。この事業再生計画に基づき、財務・収益体質の強化、及び事業構造の変革を推し進め、財務基盤の健全化を図ります。また、グループ事業を再編成し、当社グループの総合力発揮を加速することでこの難局を乗り切り、引き続きグループの企業価値向上に向けて取り組んでまいります。

連結業績ハイライト

売上高

6,565億円
(前期比 6.6%減)

営業損益

△597億円

経常損益

△505億円

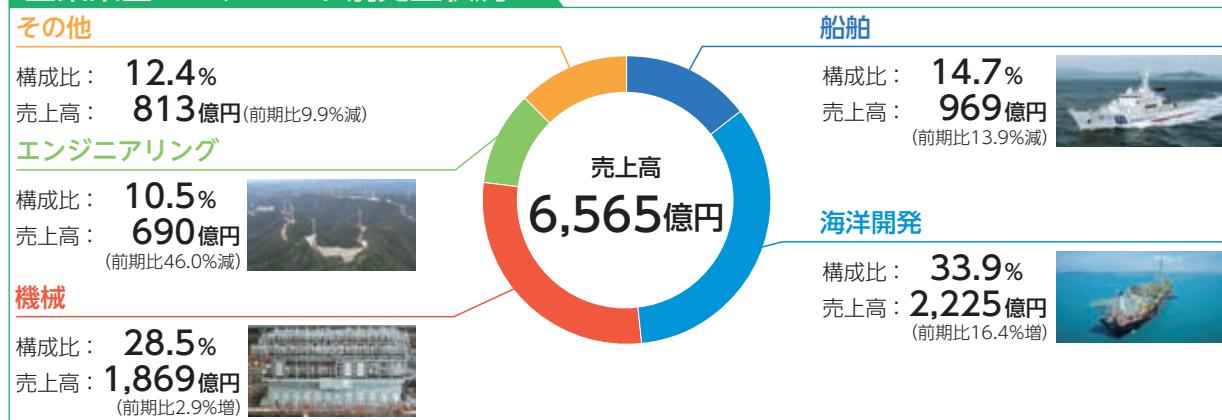
親会社株主に帰属する
当期純損益

△696億円

当期の連結受注高は、子会社の三井海洋開発株式会社が前期に大型プロジェクトを受注していたことなどから、前期と比べて4,505億円減少の7,101億円となりました。

売上高は、海洋開発部門で増収になった一方、船舶部門及びエンジニアリング部門の進行基準工事売上高が減少したことなどにより、前期と比べて467億円減少の6,565億円となりました。営業損益は、エンジニアリング事業のインドネシア共和国向け火力発電所土木建築工事で大幅な損失を計上した影響により、前期と比べて545億円悪化の597億円の損失となりました。経常損失は、505億円（前期は31億円の経常利益）となりました。親会社株主に帰属する当期純損益は、税金等調整前当期純損失になったことに加えて繰延税金資産の取崩しを行ったことなどにより、前期と比べて595億円悪化の696億円の損失となりました。

企業集団のセグメント別売上状況



▶ 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

次に掲げる製品、部品及びこれに関連する設備の設計、製造、エンジニアリング、建設・据付、販売並びに修理・保守保全に関する事業及び各種サービス業

区 分	主要営業品目
船舶	船舶、艦艇、高速旅客船、海洋構造物、水中機器、鉄鋼構造物
海洋開発	浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備
機械	船用・陸用ディーゼル機関、船用機器、ガスエンジン、蒸気タービン、送風機、圧縮機、ガスタービン、コージェネレーション設備、プロセス機器、コンテナクレーン、産業用クレーン、コンテナターミナルマネジメントシステム、遠隔操作マニピュレータ、地中埋設物・建築物探査レーダ、橋梁、港湾関連構造物、誘導加熱装置
エンジニアリング	再生可能エネルギー発電プラント、発電事業、海外土木・建築工事全般、化学プラント、ごみ処理プラント、水処理プラント、資源リサイクルプラント、PCB廃棄物処理施設
その他	陸上用ディーゼル発電プラント、情報・通信関連機器、システム開発、物流サービス、輸送用機器、不動産賃貸管理

船舶部門



受注高

(単位：億円)

1,069

1,132

第115期

第116期

売上高

(単位：億円)

1,125

969

第115期

第116期

営業損失

(単位：億円)

△152

△81

第115期

第116期

米中貿易摩擦の深刻化や、ブラジル資源大手の鉱山ダム決壊事故による出荷量の大幅減、目睫に迫っている環境規制の厳格化など先行き不透明な状況が影響し、海運・造船市況は低迷が続いています。中長期的には、新興国の持続的経済成長と世界の景気回復基調による海上荷動き量の増加に伴って新造船需要も増加するというこれまでの見方に変わりはありませんが、短期的には新規需要の大幅増加は期待し難く、受注環境の本格的回復までには、しばらく時間がかかるものと思われます。

ガス船分野では、LNG輸出プロジェクトへの投資が堅調に推移しており、大型LNG船の新造商談に加え、中小型LNG船やLNGバンカリング船の発注計画も動き始めております。他方、アジア方面への輸送量の増大が期待される米シェールガスにおいては、貿易摩擦等によりプロジェクト減速の懸念もあります。

資源開発船分野では、主要産油国の協調減産・地政学的リスクの高まりから原油価格は上昇基調にあり、またエネルギー資源の安定供給の観点からも海洋石油開発は世界各地で継続的に実施されており、これらに投入されるFPSO（浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備）等の整備も活発で、短期的にも中長期的にも事業環境は堅調に推移するものと見ております。

このような状況下、当社グループは、すでに市場投入している環境対応型ばら積み貨物運搬船の受注活動の取り組みを高め、引き続き省エネ船の先行ヤードとしての強みを活かして、採算改善を図りながら選別的な受注を進めていきます。また、船主のニーズを喚起する新しいガス燃料船などの新船型の開発を進める一方で、海外の協業先への委託建造などのスキームも活用して今後の新造船事業の展開を図ります。

資源開発船分野については、中古タンカーの改造が主流のFPSOに対して耐久性に優れた新造船体を短納期で供給するFPSO船体「noah」のライセンス供与とエンジニアリングサービスのビジネス展開により海洋ブランドの確立を図ります。

国防保安分野については、各省庁より防衛力の強化、戦略的海上保安体制並びに漁業取締体制の強化推進が発表され、艦船、大型巡視船、漁業取締船、練習船などが予算化されております。この増勢・代替需要は底堅く、今後も継続すると見込んでおります。

連結の受注高は、省エネ型ばら積み貨物運搬船の受注を11隻積み上げたほか、防衛省向け艦船を含む官公庁船等により、前期と比べて63億円増加の1,132億円となりました。売上高は、これまでの造船市況低迷期に受注を抑制した影響で年間計画操業量を抑えたこと等により、前期と比べて156億円減少の969億円となりました。営業損益は、従来から進めているコスト改善施策が奏功し、既受注工事の採算改善に取り組んだ結果、前期と比べて71億円改善の81億円の損失となりました。

TOPICS 自律化船の実用化に向け体制強化 自律操船システム事業推進室を設置

三井E&S造船(株)では、2021年の自律操船システムの製品リリースを目指し、研究開発、製品開発及び実船による実証試験等を進めております。これまで同社グループでは、自律化船(*)の実用化を目指した技術開発や事業開発を、同社の艦船・特機設計部及び事業開発部、並びに同社子会社の(株)三井造船昭島研究所で分担して進めておりましたが、これら3組織に分散していた自律操船システム関連の機能・中核人員を、同社の自律操船システム事業推進室に集約し、自律操船システム関連の事業開発を加速します。

自律操船システムの実現により、海上輸送の安全性向上と船員の労働負荷低減・労働環境改善に貢献していきます。

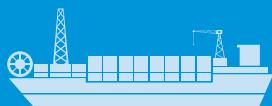
*自律化船とは

船員は、航海計器や見張りで得られた様々な情報を基に安全性や効率を考慮して船を操船しています。「自律化船」では、船を単に自動的に動かすだけではなく、このような船員が認識したり判断したりする機械にとっては非常に高度な行為も含めて自動化されることとなります。



自律操船システム検証用シミュレータ

海洋開発部門



原油価格は、米国の対イラン制裁による供給減少等から需給ひっ迫が懸念され、WTIが一時1バレル70米ドル台まで上昇しましたが、需給見通しの軟化に伴って落ち着きを取り戻し、2018年12月末には50米ドル前後の水準で取引されました。その後、再び上昇基調を背景に2019年3月末には60米ドル前後にまで上昇しております。こうした中、数多くの海洋石油開発プロジェクトが計画されており、FPSOに関する事業環境は良好で、今後の成長を期待しております。

このような状況にあって、当社グループは17中計に掲げた「グループ総合力の発揮による利益率の向上と収益安定化」の方針のもと、FPSO事業の拡大に向け、グループ全体でのリソース融通やEPCなどの協業を強化してまいります。

連結の受注高は、大型チャータープロジェクトの新規受注、既存プロジェクトの仕様変更及びオペレーションサービス等がありましたが、前期と比べて4,467億円減少の2,542億円となりました。売上高は、FPSO建造工事の進捗等により、前期と比べて313億円増加の2,225億円となり、営業利益は、前期と比べて36億円増加の149億円となりました。

TOPICS メキシコ沖合Area 1 鉱区開発用FPSOの建造及びチャーター契約をEni社から受注

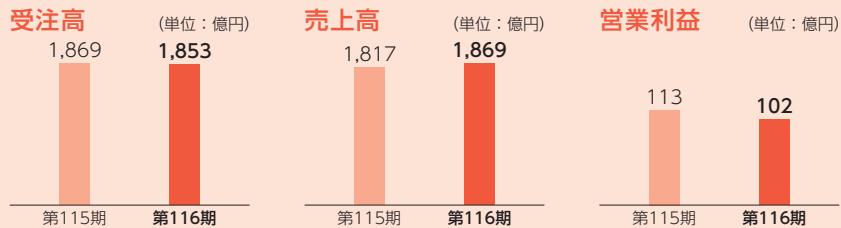
当社子会社の三井海洋開発㈱は、イタリア大手石油会社であるEni社の子会社からメキシコ沖合のArea 1 鉱区向けFPSOの建造及びチャーター（リース及び運転・保守点検等のオペレーション）契約を受注しました。同社では、メキシコ湾向けに、これまで4基のTLP（Tension Leg Platform：緊張係留式プラットフォーム）と1基のFSO（浮体式海洋石油・ガス貯蔵積出設備）を建造し、FSOについては15年間のチャーターサービスを提供しておりますが、FPSOの受注は今回が初めてとなります。メキシコ湾では、2023年までに7基のFPSOの発注が見込まれており、同社は今後もさらにプロジェクトを受注できるよう取り組みを続けています。

また、同社は、オーストラリアのエネルギー最大手の一社であるウッドサイド・ペトロリアム社の子会社から西アフリカ・セネガル沖合サンゴマル鉱区内SNE油田向けFPSOのFEED（Front End Engineering Design：基本設計）業務も受注しました。本業務を受注したのは同社1社だけであり、2019年内に見込まれる油田開発プロジェクトのFID（Final Investment Decision：最終投資決定）が行われ次第、同社が本FPSOの建造及びチャーター契約を受注することが見込まれています。



三井海洋開発㈱が設計・建造したメキシコ湾鉱区向けTLP（Tension Leg Platform：緊張係留式プラットフォーム）

機械部門



船用ディーゼル機関については、船腹の需給ギャップは依然解消されておらず、また、資機材費の上昇により厳しい受注環境が続いていますが、生産量は164基／389万馬力と前期から増え、2018年6月に累計生産1億馬力を達成しました。翌期については、208基／398万馬力と更なる増産を予定しています。また、NOx三次規制対応機関の引合いが急増しており、加えて、SOx規制や温室効果ガス削減対応としてガス燃料を主とした燃料多様化への関心が高まっていますが、これらの需要に対応するため設備投資を行い、生産設備の拡充を進めています。

産業機械については、粗鋼生産量の伸びが著しいインドの製鉄所向け高炉送風機2基と炉頂圧回収タービン1基を受注しました。また、従来機から総合効率を高めた新型の1000kWクラス小型ガスタービンを開発して販売を開始し、初号機を2019年3月に受注しており、今後拡販を図ります。石油精製関連設備である往復動圧縮機の引合いは増加傾向にありますが、競合他社との競争で厳しい受注環境が続いています。

運搬機については、引き続き東南アジアやアフリカなどの新興国で堅調なコンテナクレーンの需要があります。当期は、インドネシア向けや南米のエクアドル向けの大型案件を受注しましたが、他の大型海外案件の実施遅れなどにより受注高は前期から減少しました。海外生産拠点としてインドネシアのバタム島に設立したPT. MES Machinery Indonesiaでは2018年3月に生産を開始しクレーン部品の生産を行っておりますが、今後コンテナ用ヤードクレーンの一体製作を行う予定であり、機械加工設備などの生産設備の拡充を進めています。

社会インフラについては、高速道路会社向けの新設橋梁や橋梁耐震補強案件を中心に受注は好調に推移しました。また、保全案件も増加していることから、橋梁の床版取替案件等に注力するとともに、トンネル・道路・橋梁などの劣化、損傷診断ツールである自社開発レーダ探査技術を活用し事業拡大を図ります。

アフターサービスを中心としたL S S事業（製品ライフサイクル対応型事業及び顧客問題解決型事業）については、ディーゼル部品の受注が好調に推移したこと、製鉄所や石油精製プラント向けの産業機械において定期点検作業や補修工事の引合いが増えていること、また、コンテナクレーン新設に伴う既設機の移設・解体工事やクレーン安定稼働に向けた改修工事などにより、受注高・売上高ともに前期から増加しました。

連結の受注高は、船用ディーゼル機関、コンテナクレーン、橋梁、港湾関連構造物、各種産業用機械及びアフターサービス事業等により、前期並みの1,853億円となりました。売上高は、これらの製品・事業により前期と比べて52億円増加の1,869億円となり、営業利益は、前期と比べて11億円減少の102億円となりました。

TOPICS 7,000kW級ガスタービンコージェネレーション設備を引き渡し

(株)三井E&Sマシナリーは、(株)OGCT Sの省エネ共同事業者である、三菱UFJリース(株)から受注した、TOYO TIRE(株)仙台工場向けガスタービンコージェネレーション設備「MSC70」2台を引き渡しました。

納入した「MSC70」は、ガスタービン単体で発電出力7,630kW、発電効率33.3%というクラス最高レベルの性能を誇り、コージェネレーションシステムとしても非常に高い総合効率を実現しております。

同社は中規模クラス（3～15MW）の高効率ガスタービンコージェネレーション設備を発電事業の重要な柱と位置づけております。

今後も、社会や人に役立つ製品・サービスを提供し、社会課題の解決に取り組んでまいります。



ガスタービンコージェネレーション設備

エンジニアリング部門



環境・エネルギー分野については、当社グループのバイオマス発電事業として、2017年9月に開始した市原バイオマス発電所（千葉県市原市）の建設工事を遂行中です。再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT制度）による買取価格は下落傾向にあります。当社グループでは今後もバイオマス発電事業を、グループ会社であるBurmeister & Wain Scandinavian Contractor A/Sとの協業で拡大していきます。また、風力発電事業では主力の陸上風力発電に加え、新たに着床式洋上風力発電を市場投入し、受注拡大に取り組んでいきます。

海外インフラ分野については、東南アジアで恒常的な電力不足が喫緊の課題ではあるものの、新たな投資計画は遅延する傾向が見られます。そのような中、既に受注しているインドネシア共和国向け火力発電所土木建築工事において大幅な損失が発生しました。この損失の最小化に努めるとともに、インドネシア及びベトナムで遂行中の他の火力発電所土木建築工事と併せ、確実な工事遂行に注力するため、同種の新規受注を停止しました。

石油化学分野については、原油価格の回復基調により海外、国内市況はともに回復傾向にあります。当社グループにおいては受注戦略の見直しにより、海外化学プラント分野での現地工事を含む案件の受注を控えました。

連結の受注高は、バイオマス及び風力発電案件の期ズレや海外化学プラント案件の新規受注を控えた影響等から前期と比べて165億円減少の589億円となりました。売上高は、前期に石油化学プラント大型工事が完成していること等から、前期と比べて587億円減少の690億円となり、営業損失はインドネシア共和国向けの火力発電所土木建築工事での大幅な損失計上等により、前期と比べて639億円悪化の797億円の損失となりました。

TOPICS みやま市バイオマスセンター引き渡し

三井E&S環境エンジニアリング(株)(株三井E&Sエンジニアリングの100%出資子会社)は、福岡県みやま市より受注した「みやま市バイオマスセンター建設工事」を完了し、2018年11月に施設を引き渡しました。

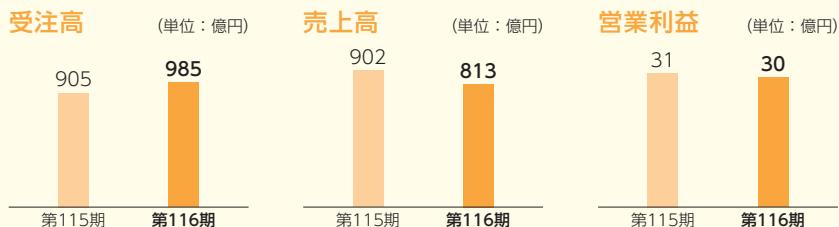
本施設は、地域の生ごみ、し尿、浄化槽汚泥を発酵処理し、バイオガス由来の再生可能エネルギー（電気・熱）の場内利用、液肥の農地還元によって、地域に資源循環の「環」をつくります。

また、本施設は、廃校となった小学校の校舎を様々な用途ヘリノベーションしており、研修室では環境学習の場を提供、カフェや食品加工室では地産地消を推進、コミュニティスペースやシェアオフィスでは地域のつながりを育むなど、持続可能なまちづくりの拠点として多方面から注目を集めています。



みやま市バイオマスセンター

その他部門



その他部門は、情報システムの開発・販売事業、不動産賃貸管理業等の各種サービス事業等により、連結の受注高は、前期と比べて80億円増加の985億円に、売上高は、前期と比べて89億円減少の813億円に、営業利益は前期と比べて2億円減少の30億円となりました。

▶ 企業集団のセグメント別情報

(単位 百万円)

区 分	受注高	売上高	受注残高
船 舶	113,207	96,879	157,673
海 洋 開 発	254,200	222,458	1,087,655
機 械	185,332	186,935	159,424
エ ン ジ ニ ア リ ン グ	58,927	68,973	121,569
そ の 他	98,459	81,257	137,770
計	710,127	656,504	1,664,093

(2) 設備投資の状況

当社グループの設備投資額は183億円であり、その主な内容は、子会社における情報システムの整備費用、商業施設の改修費用などです。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、長期借入金202億円などの調達を行い、長期借入金の約定弁済、設備投資資金、運転資金等に充当しております。

(4) 主要な借入先の状況

1 当社の主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	17,584百万円
三井住友信託銀行株式会社	14,464
株式会社みずほ銀行	14,230

2 三井海洋開発株式会社の主要な借入先の状況 (2018年12月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	22,822百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,898
株式会社みずほ銀行	2,720

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第113期 (2015年度)	第114期 (2016年度)	第115期 (2017年度)	第116期 (2018年度)
受 注 高 (百万円)	609,621	516,577	1,160,662	710,127
売 上 高 (百万円)	805,413	731,464	703,216	656,504
営業利益又は営業損失 (△) (百万円)	11,813	8,304	△5,224	△ 59,703
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	15,078	14,859	3,061	△ 50,502
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失 (△) (百万円)	7,599	12,194	△10,137	△ 69,599
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	94.03	150.87	△125.42	△ 861.09
総 資 産 (百万円)	1,094,042	1,096,735	1,029,222	999,100
純 資 産 (百万円)	343,853	367,608	356,837	280,239
1株当たり純資産 (円)	2,904.80	3,097.79	2,958.83	1,973.91

(注) 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。2015年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、エンジニアリング事業の海外大型EPCプロジェクトの損失により、財務基盤を大きく毀損していることから、この回復が急務であると認識しております。また、造船事業やエンジニアリング事業など既存事業の収益も悪化しており、不採算事業からの撤退や新たな収益の柱となる成長事業の育成が必要と考えております。このような状況のもと、当社グループは、ステークホルダーの皆様の信頼回復に向け「三井E&Sグループ 事業再生計画」を定め、財務基盤の回復及び収益体質の強化を目指し、総力を挙げて取り組んでまいります。具体的には以下のとおりです。

(財務体質及び収益体質の強化)

毀損した自己資本の回復に向け、資産の売却、固定費の圧縮を進めるほか、資本対策についても検討してまいります。また、不採算事業の整理・撤退により利益率の改善を進め、さらに事業構造の変革を押し進めることにより、財務体質及び収益体質の強化を図ります。

(不採算事業の整理・撤退)

エンジニアリング事業は、事業会社と子会社に分散した化学プラント事業及び環境リサイクル事業のリソースを集約し、技術力の融合・強化を図ります。また、火力発電土木事業は、既受注工事を完遂するべく、エンジニアリング事業会社社長直轄の体制とし、総力を結集します。なお、火力発電土木事業の新規受注は行わず、既受注工事完成後は、リソースは成長が見込める再生可能エネルギー事業や社会インフラ事業に再配置します。

造船事業は、千葉工場の事業ポートフォリオを変革します。千葉工場の商船新造事業は縮小し、エネルギーエンジニアリング及び大型鋼構造物の事業に注力する体制に変換します。

(事業構造の変革)

「MES Group 2025 Vision」の「環境・エネルギー」、「海上物流・輸送」、「社会・産業インフラ」の3事業領域から、機械事業、海洋事業及び発電事業を注力事業と位置付け、グループ内の連携を強化いたします。また、造船事業、社会インフラ事業は、グループ外企業との協業・提携により成長を目指します。具体的な施策は次のとおりです。

i. 機械事業の製品ラインナップ拡充

品質・価格競争力・ネットワークを強みに、船用・産業用機械を軸に製品ラインナップを拡充し、グループ全体のLSS事業（製品ライフサイクル対応型事業及び顧客問題解決型事業）を強化いたします。

ii. 発電事業の再編

バイオマス発電事業をデンマーク子会社のBurmeister & Wain Scandinavian Contractor A/Sに集約いたします。日本国内では、同社子会社のBWSC Japan Ltd.に集約し、将来的には東南アジアへ市場を拡げます。

iii. 造船事業の再編

エネルギーエンジニアリング事業（海洋F P S O・ガスビジネス等）を推進するための新組織を設立します。また、造船事業は、グループ外企業と協業を進め、競争力強化を図ります。

iv. 社会インフラ事業の再編

風力発電事業を含む社会インフラ事業のリソースを集約し、新インフラ会社を設立します。また、競争力強化・事業拡大のためグループ外企業との協業を検討いたします。

当社グループは、2019年度からの4年間を、事業基盤を再構築し、飛躍に向かい力を溜める期間と位置付け、これらの施策に総力を挙げて取り組み、逆風に強い経営体質を構築してまいります。

(7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
三井E&S造船株式会社	2,020 百 万 円	100.0%	船舶、艦艇、エアクッション艇、及び関連機器・装置などの設計、製作、建造、エンジニアリング、修理・保守業務、建設・据付など
株式会社三井E&Sマシナリー	2,020 百 万 円	100.0	船用ディーゼル機関、各種産業機械、運搬機、インフラ設備の製作、据付、アフターサービスなど
株式会社三井E&Sエンジニアリング	2,020 百 万 円	100.0	プラントなどの設計、調達、エンジニアリング、建設・据付、修理・保守業務など
三井海洋開発株式会社	30,122 百 万 円	50.1	FPSOの設計、建造、リース、操業及び保守点検
昭和飛行機工業株式会社	4,949 百 万 円	52.7	輸送用機器関連の製造、販売、不動産の賃貸、管理
株式会社加地テック	1,440 百 万 円	51.2	ガスコンプレッサ、空気コンプレッサ、関連周辺機器などの製造販売
Burmeister & Wain Scandinavian Contractor A/S	150 百万DKK	100.0	陸上用ディーゼル発電プラントの建設
三井E&Sシステム技研株式会社	720 百 万 円	100.0	システムの開発、販売

- (注) 1. 昭和飛行機工業株式会社の議決権比率には、当社が退職給付信託として三井住友信託銀行株式会社に拠出している同社株式945千株（議決権比率2.9%）を含んでおります。（議決権行使の指図権は当社に留保されております。）
2. DKK…デンマーククローネ
3. 当社の100%子会社であるMesco Denmark A/Sが、持株会社としてBurmeister & Wain Scandinavian Contractor A/Sの議決権を100%保有しております。
4. 三井E&Sシステム技研株式会社は、2018年4月1日付で三井造船システム技研株式会社から商号変更しております。
5. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社8社を含む計91社であり、持分法適用関連会社は48社であります。
6. 議決権比率は小数第2位以下を切捨てて表示しております。

(8) 主要拠点等 (2019年3月31日現在)

1 当社

株式会社三井E&Sホールディングス	東京都中央区
-------------------	--------

2 子会社

三井E&S造船株式会社	(本社) 東京都中央区 (工場) 岡山県玉野市、千葉県市原市
株式会社三井E&Sマシナリー	(本社) 東京都中央区 (工場) 岡山県玉野市、大分県大分市
株式会社三井E&Sエンジニアリング	(本社) 千葉県千葉市
三井海洋開発株式会社	(本社) 東京都中央区
昭和飛行機工業株式会社	(本社) 東京都昭島市
株式会社加地テック	(本社) 大阪府堺市
Burmeister & Wain Scandinavian Contractor A/S	(本社) デンマーク国
三井E&Sシステム技研株式会社	(本社) 千葉県千葉市

(9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員数

部 門	従業員数
船 舶	2,568名
海 洋 開 発	3,691
機 械	3,281
エ ン ジ ニ ア リ ン グ	1,649
そ の 他	2,274
全 社 (共 通)	144
合 計	13,607

(注) 従業員数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。

② 当社の従業員数

従業員数	前年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
144名	3,509名減少	46.7歳	15.3年

(注) 1. 従業員数には、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。

2. 従業員数が前事業年度末に比べて3,509名減少しておりますが、これは、2018年4月1日付で吸収分割の方法により、当社の船舶・艦艇事業、機械・システム事業、エンジニアリング事業をそれぞれ三井E&S造船株式会社、株式会社三井E&Sマシナリー、株式会社三井E&Sエンジニアリングに承継させたことによるものであります。

(10) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

当社は、2018年4月1日付で、吸収分割の方法により、三井E&S造船株式会社に船舶・艦艇事業を、株式会社三井E&Sマシナリーに機械・システム事業を、株式会社三井E&Sエンジニアリングにエンジニアリング事業をそれぞれ承継させました。

また、当社は、2019年2月1日付で、吸収分割の方法により、株式会社三井E&Sエンジニアリングが所有するEngineers and Constructors International, Inc.株式を承継しました。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2018年4月1日付で持株会社体制へ移行し、商号を三井造船株式会社から株式会社三井E&Sホールディングスに変更しました。

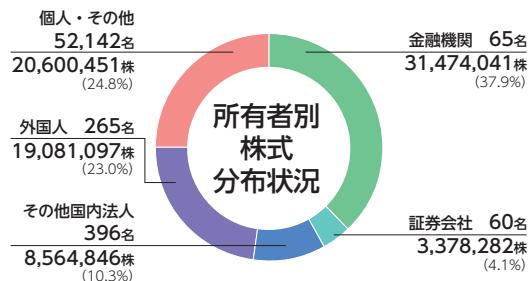
2 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

1 発行可能株式総数 150,000,000株

2 発行済株式の総数 普通株式 83,098,717株
(資本金の額 44,384,954,321円)

3 株 主 数 52,928名

4 大 株 主 (上位10名)



株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,139 千株	6.35 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	5,000	6.18
三井物産株式会社	2,550	3.15
株式会社百十四銀行	2,546	3.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行退職給付信託口)	2,331	2.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	2,162	2.67
PICTET AND CIE (EUROPE) S.A.	1,815	2.24
三井生命保険株式会社	1,600	1.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	1,416	1.75
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES SINGAPORE/JASDEC/CLIENT ASSET	1,407	1.74

- (注) 1. 当社は、2,271,823株の自己株式を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に当社が所有していない株式400株を含んでおります。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行退職給付信託口) の保有する当社株式は、三井住友信託銀行株式会社が同行に委託した退職給付信託の信託財産であります。
4. 三井生命保険株式会社は、2019年4月1日付で商号を大樹生命保険株式会社に変更しております。

3 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

地位	担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	(CEO)	田中孝雄	—
代表取締役副社長	(社長補佐、CCO、法務部担当)	山本隆樹	—
取締役	(人事総務部担当)	蓑田慎介	—
取締役	(CTO、技術統括部及び監査部担当)	西畑彰	—
取締役	(CFO、IR室担当)	塩見裕一	—
取締役	(CISO、経営企画部長)	香西勇治	三井海洋開発(株)代表取締役社長
取締役		徳久徹	—
取締役		田中稔一	三井化学(株)顧問
常勤監査役		平岩隆弘	—
常勤監査役		樋口浩毅	—
監査役		遠藤修	(株)GM INVESTMENTS 社外監査役 (株)守谷商会社外監査役
監査役		田中浩一	AIGジャパン・ホールディングス(株)社外取締役 (株)ホンダトレーディング社外監査役

- (注) 1. CEO：最高経営責任者 (Chief Executive Officer)
 2. CCO：コンプライアンスに関する統括責任者 (Chief Compliance Officer)
 3. CTO：技術統括責任者 (Chief Technology Officer)
 4. CFO：財務統括責任者 (Chief Financial Officer)
 5. CISO：情報セキュリティ統括責任者 (Chief Information Security Officer)
 6. 取締役徳久 徹及び取締役田中稔一は、社外取締役であります。
 7. 監査役遠藤 修及び監査役田中浩一は、社外監査役であります。
 8. 当事業年度中における取締役及び監査役の重要な兼職の異動は次のとおりです。

氏名	兼職先の名称	兼職の内容	摘要
香西勇治	三井海洋開発(株)	代表取締役社長	2019年3月20日就任
田中稔一	三井化学(株)	顧問	2018年6月26日就任
田中浩一	(株)ホンダトレーディング	社外監査役	2018年6月21日就任

9. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりです。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
香西勇治	2019年3月31日	辞任	取締役 CISO、経営企画部長 三井海洋開発㈱代表取締役社長

10. 監査役田中浩一は、三井物産株式会社にて、長年、財務・経理業務に携わり財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
11. 取締役徳久 徹及び取締役田中稔並びに監査役遠藤 修及び監査役田中浩一は、各々当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。
12. 当社は、取締役徳久 徹及び取締役田中稔並びに監査役遠藤 修及び監査役田中浩一を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

<ご参考>

・取締役等の担当 (2019年4月1日現在)

地位	担当	氏名
代表取締役社長	(CEO)	田中孝雄
取締役	(COO、CISO、経営企画部担当)	岡良一
取締役	(CCO、法務部担当)	山本隆樹
取締役	(人事総務部担当)	蓑田慎介
取締役	(CTO、技術統括部及び監査部担当)	西畑彰
取締役	(CFO、IR室担当)	塩見裕一
取締役		徳久徹
取締役		田中稔

(注) COO：最高執行責任者 (Chief Operating Officer)

② 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

イ. 当社の役員等の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬は、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内で、役位別に定める額を基準として、全社の業績を反映するなど取締役の貢献度等を勘案した報酬体系としております。その内容は役位別に定める額を基準とした月例報酬、株価連動報酬及び連結業績と連動する利益連動報酬から構成されております。また、監査役の報酬は、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内で、取締役等の報酬を参考として、監査役の協議により決定しております。

なお、当社の取締役の報酬決定にあたっては、任意の報酬諮問委員会を設置し、同委員会にて取締役の報酬決定に関する方針や報酬制度に関する審議・答申を行い、また報酬水準や報酬決定の指標などが答申に則っているかの確認を行い、これを踏まえ、社長は報酬制度及び報酬決定の指標等を取締役会に付議しております。同委員会は、独立社外取締役2名、社長及び社長が任命する代表取締役の計4名で構成され、独立社外取締役を委員長としております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	11名 (2)	164百万円 (19)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2)	74百万円 (18)
合計	15名	238百万円

- (注) 1. 上記には、2018年6月27日開催の第115回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 2010年6月25日開催の第107回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額630百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額を年額90百万円以内と決議いただいております。
4. 上記のほか、2017年6月28日開催の第114回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名に対して、在任時の株価連動報酬額12百万円を支給しております。
なお、株価連動報酬の対象として社外取締役は含まれておりません。
5. 当社は、2013年6月27日開催の第110回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議しております。

3 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・該当事項はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・ 監査役遠藤 修は、株式会社GM INVESTMENTS及び株式会社守谷商会（株式会社GM INVESTMENTSの子会社）の社外監査役を兼任しております。当社は、株式会社GM INVESTMENTS及び株式会社守谷商会との間には特別な関係はありません。
 - ・ 監査役田中浩一は、AIGジャパン・ホールディングス株式会社の社外取締役及び株式会社ホンダトレーディングの社外監査役を兼任しております。当社は、AIGジャパン・ホールディングス株式会社及び株式会社ホンダトレーディングとの間には特別な関係はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
 - ・ 取締役会及び監査役会への出席状況

社外役員	取締役会（16回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 徳久 徹	16回	100%	－	－
取締役 田中 稔一	16回	100%	－	－
監査役 遠藤 修	14回	87%	14回	100%
監査役 田中 浩一	16回	100%	14回	100%

- ・ 取締役会及び監査役会における発言状況

取締役徳久 徹は、出席した取締役会においては、政府系金融機関の職員及び海外鉱山への投融資事業会社の経営者としての経験に基づく国際金融及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べております。

取締役田中稔一は、出席した取締役会においては、大手総合化学会社の経営者としての経験に基づく事業活動及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べております。

監査役遠藤 修は、出席した取締役会及び監査役会においては、主に金融機関の経営者としての経験に基づく経済動向及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べております。

監査役田中浩一は、出席した取締役会及び監査役会においては、主に総合商社の経営者としての経験に基づく事業活動及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べております。

4 会計監査人の状況

1 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

2 報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	49百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	235百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、三井海洋開発株式会社の海外子会社、昭和飛行機工業株式会社及びBurmeister & Wain Scandinavian Contractor A/Sは当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、会計監査人から提出された監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などについて検証した結果、これらが適切であると判断し会計監査人の報酬等の額について同意しました。

4 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月10日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、それ以降、内部統制システムのさらなる充実を図るため毎年基本方針の見直しを行っております。直近では2019年3月28日開催の取締役会において以下のとおり見直し、決議いたしました。

1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われることを確保するため、取締役会はコーポレート・ガバナンスを一層強化し、当社及び子会社から成る企業集団としての有効なリスク管理体制、実効性のある内部統制システム及びコンプライアンス体制をより強固にする。
- ロ. 取締役会の監督機能を強化するため、独立した立場である社外取締役を選任する。
- ハ. 財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保を図る。
- ニ. 監査役並びに監査役会が行うリスク管理体制、内部統制システム及びコンプライアンス体制の有効性等に関する監査報告に基づき、問題の早期発見とその是正を図る。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 各経営会議体の運営に関する社内規程に基づき、各経営会議体の事務局は経営の意思決定及び業務執行に係る記録（電磁的記録を含む）を作成し、これを適切に保存、管理する。
- ロ. 取締役及び監査役は、これらをいつでも閲覧することができる。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 経営諸活動全般に係るすべてのリスクを網羅的に把握、評価し、優先すべき重要なリスクについて適正な対応がなされているか、経営レベルで継続的に確認、管理するトータルリスクマネジメントを推進する。
- ロ. 事業継続や安全・人命確保に重大な影響を与える事態、企業の存続に重大な脅威となる緊急事態など、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を委員長とする「特別危機管理委員会」において迅速に対応を検討し、損失の拡大を最小限に止める。
- ハ. 経営に対する影響が大きい事業運営上のリスク管理については、「全社リスク管理・決裁規準」に基づき、関係部署によるリスクチェックを行う。主要な子会社においては「リスク管理検討会議」を設置し、個社で自主リスクチェックを行い、その結果も踏まえて当社関係部署によるリスクチェックを行う。
- ニ. 業務執行部門のリスク管理状況については、独立性及び客観性を持つ監査部の内部監査により有効性の検証、不備是正勧告などを行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 定例取締役会並びに必要なに応じて随時開催する臨時取締役会のほか、取締役が職務の執行を適正かつ効率的に行うための基礎となる経営判断を迅速に行うため、経営会議等の経営会議体を組織し、それぞれの運営規程に定める機能に応じ経営の重要事項を審議し、意思決定を行う。
- ロ. 取締役会で決定された業務分担により、取締役は責任と権限をもって担当部門において効率的に職務執行を行い、その執行状況について3カ月に1回以上、取締役会にて報告を行う。
- ハ. 取締役会は、目標の明確な付与、採算確保の徹底を通じて市場競争力の強化を図るために当社グループの目標値を年度予算として策定させる。その執行状況について3カ月に1回、取締役が経営会議構成メンバー他関係者に報告を行うとともに取締役会構成メンバーに報告を行う。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンス体制については、「グループコンプライアンス運営規程」に基づき、当社取締役の中より選任されたチーフコンプライアンスオフィサー（以下、CCO）を委員長とする「グループコンプライアンス委員会」を設置し、独占禁止法の遵守を含め監視、啓発活動を推進する。
- ロ. 企業行動規準の遵守については、当社及び子会社の役職員に対する教育、啓発活動を推進し、周知徹底する。
- ハ. 法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見のため、コンプライアンス事務局長及び社外弁護士が当社及び当社子会社並びにその取引先の全役職員等から相談や通報を直接受ける「ヘルプライン」（内部通報制度）を設け、公益通報者保護法に準拠した「不正通報・相談制度の運用に関する規程」に基づき、その実効性を確保する。
- ニ. コンプライアンス体制については、監査部の内部監査により有効性を検証し、不備があれば是正する。
- ホ. 財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することに努め、財務情報他会社情報の開示については、会社情報の情報開示に関する社内規程に基づき適時・適正な開示を行う。

⑥ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 企業集団における「企業理念」、「経営姿勢」及び「行動規準」を定め、これを基礎として各社において必要な体制を整える。
- ロ. 経営管理については、子会社各社へ取締役及び監査役を派遣し監督を行うことに加え、「グループ経営管理規程」に基づく当社による決裁制度及び当社への報告制度を通じて管理、監督を行う。
- ハ. 企業集団における財務報告に係る内部統制については、自己評価によるセルフチェックに加えて、監査部の内部監査による独立的評価により有効性を検証し、不備があれば是正する。

ニ、コンプライアンスについては、「グループコンプライアンス運営規程」を子会社の役職員にも適用し、各子会社の内部統制を所管する取締役又は執行役員が当社の「グループコンプライアンス委員会」の指導のもとに、各社の実情に応じたコンプライアンス体制を整備する。

ホ、子会社の役職員も「ヘルプライン」の利用対象に含める。

ヘ、子会社において優先すべき重要なリスクの選定及び適正な対応がなされているか、子会社のリスク管理に関する社内規程「子会社リスク管理運営要領」に基づき当社所管部署を通じて確認・監督を行い、企業集団内でリスクが顕在化しないようリスクの一層の低減を図る。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

イ、監査役の職務を補助する組織として業務執行部門から独立した「監査役室」を設置し、常勤の使用人を置く。

ロ、監査役室に所属する使用人は監査役の指示により監査役の職務の執行を補助する。

8 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ、監査役室に所属する常勤の使用人は、取締役の指揮・監督を受けない。

ロ、監査役室に所属する常勤の使用人の人事に関しては、監査役と協議し決定する。

9 監査役への報告に関する体制

イ、取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

(イ)経営会議体規程に基づき監査役は経営会議等に出席し、事務局は監査役に議事録を提出する。

(ロ)取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。

(ハ)取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項については、報告事項及び報告要領を監査役会と協議のうえ定め、適時・適切に監査役会に報告する。

(ニ)監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

ロ、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

(イ)子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。

(ロ)子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告すべき事項については、報告事項及び報告要領を監査役会と協議のうえ定め、適時・適切に監査役会に報告する。

い)監査役は必要に応じて、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者に対して報告を求めることができる。

10 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 公益通報者保護法に準拠した「不正通報・相談制度の運用に関する規程」に基づき、その実効性を図る。

11 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

イ. 監査役会が要求した場合は、監査役職務執行に支障の無い様、適切かつ迅速に費用又は債務の処理を行う。

12 その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図る。

ロ. 取締役は、監査役が会計監査人、内部監査部門及び子会社監査役との連携を通して、実効的な監査が行えるよう協力する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は「内部統制システム構築の基本方針」に基づく体制の整備、運用を行い内部統制システムのさらなる充実を図るよう努めております。2018年度の運用状況に関する概要は以下のとおりです。

1 内部統制システム推進体制

イ. 当社ではCEOの指示に従い全社的な「内部統制システム推進体制」を構築するために、経営企画担当役員を委員長とする「トータルリスク・内部統制委員会」を設置しております。

2018年度において同委員会を3回開催し、リスク管理体制のほか東京証券取引所によるコーポレートガバナンス・コードの改訂に伴うコーポレート・ガバナンスの再点検並びに従前の財務報告に係る内部統制報告制度への対応などについて審議しております。同委員会の審議結果に基づく提言や報告を、適宜経営会議体及びCEOをはじめとする当社役員に行いました。

2 リスク管理体制

- イ. 経営諸活動全般に係るすべてのリスクを網羅的に把握、評価し、優先すべき重要なリスクを期初に選定し、その重要なリスクについて適正な対応がなされているか、経営レベルで継続的に確認、管理するトータルリスクマネジメントを実践しております。
重要なリスクについて経営者により適正な対応がなされているか、「トータルリスク・内部統制委員会」が定期的にモニタリングを行いました。
- ロ. 当社経営に対する影響が大きい事業運営上のリスクについて、「全社リスク管理・決裁規準」に基づき当社関係部署によるリスクチェックを行いました。主要な子会社においては、個社に設置した「リスク管理検討会議」にて個社で自主リスクチェックを行いました。特に当社決裁を要す案件に関しては、個社の自主リスクチェックの結果を踏まえて当社関係部署によるリスクチェックを行い、リスク管理を行いました。
- ハ. 業務執行部門のリスク管理状況について、独立性及び客観性を持つ監査部が社内規程に基づき上記2ロ.の各社の自主リスクチェック実施状況を確認しました。また、この他にも年間の監査計画に基づきグループ会社について内部監査を実施しました。
- 二. 昨今の度重なる業績予想の下方修正等、結果的にリスク管理体制の有効性・実効性については課題があると認識しており、今後、リスク管理体制の有効性・実効性に焦点を当て、内部統制システムの運用に関して改善を行ってまいります。

3 コンプライアンス体制

- イ. 「グループコンプライアンス運営規程」に基づき2018年度において「グループコンプライアンス委員会」を2回開催し、当社及び子会社のコンプライアンス強化のため、全社横断的な情報交換及び情報の周知を行いました。独占禁止法の遵守については、「グループコンプライアンス委員会」において、継続的に監視を徹底しております。
- ロ. 「企業行動規準」の遵守について、当社新入社員のほか子会社の管専職及び営業担当者に対するコンプライアンス研修を実施し、継続的に当社及び子会社の役職員に対する教育、啓発活動を実施しました。
- ハ. 当社では法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見のため、当社及び子会社並びにその取引先の全役職員等から相談や通報を直接受ける「ヘルプライン」（内部通報制度）を設けており、公益通報者保護法に準拠した「不正通報・相談制度の運用に関する規程」に基づき、通報があった場合は適切に対応しております。

4 グループ管理体制

- イ. 子会社各社へ取締役及び監査役を派遣し監督を行うことに加え、「グループ経営管理規程」に基づく当社による決裁制度及び当社への報告制度を通じて管理、監督を行っております。
- ロ. 2018年度においても「子会社リスク管理運営要領」に基づき、子会社において優先すべき重要なリスクの選定及びその重要なリスクについて適正な対応がなされているか当社所管部署を通じて確認・監督を行い、企業集団内でリスクが顕在化しないようリスクの一層の低減を図るよう努めております。

連結計算書類

▶ 連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
〔資産の部〕	999,100
流動資産	467,959
現金及び預金	100,857
受取手形及び売掛金	225,765
商品及び製品	4,967
仕掛品	42,294
原材料及び貯蔵品	8,439
短期貸付金	41,038
その他	46,050
貸倒引当金	△1,452
固定資産	531,140
有形固定資産	342,040
建物及び構築物	54,100
機械装置及び運搬具	27,858
土地	245,736
リース資産	7,009
建設仮勘定	4,185
その他	3,150
無形固定資産	29,490
のれん	11,616
その他	17,874
投資その他の資産	159,609
投資有価証券	83,212
長期貸付金	46,169
退職給付に係る資産	732
繰延税金資産	10,833
その他	19,319
貸倒引当金	△658
資産合計	999,100

(単位：百万円)

科 目	金 額
〔負債の部〕	718,861
流動負債	464,740
支払手形及び買掛金	190,955
短期借入金	3,535
1年内返済予定の長期借入金	39,062
1年内償還予定の社債	10,000
リース債務	1,745
未払法人税等	11,846
前受金	92,603
保証工事引当金	10,781
受注工事損失引当金	60,972
資産除去債務	2
その他	43,234
固定負債	254,121
社債	40,000
長期借入金	112,020
リース債務	6,520
繰延税金負債	49,332
退職給付に係る負債	13,104
役員退職慰労引当金	463
資産除去債務	1,878
再評価に係る繰延税金負債	17,076
その他	13,725
〔純資産の部〕	280,239
株主資本	126,185
資本金	44,384
資本剰余金	18,747
利益剰余金	67,812
自己株式	△4,759
その他の包括利益累計額	33,359
その他有価証券評価差額金	3,365
繰延ヘッジ損益	△6,065
土地再評価差額金	37,807
為替換算調整勘定	740
退職給付に係る調整累計額	△2,488
新株予約権	205
非支配株主持分	120,488
負債及び純資産合計	999,100

▶ 連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		656,504
売上原価		663,305
売上総損失		6,800
販売費及び一般管理費		52,902
営業損失		59,703
営業外収益		
受取利息	6,900	
受取配当金	1,147	
持分法による投資利益	5,674	
デリバティブ評価益	99	
その他	1,585	15,408
営業外費用		
支払利息	2,908	
為替差損	1,256	
その他	2,041	6,207
経常損失		50,502
特別利益		
固定資産処分益	11,932	
投資有価証券売却益	2,557	
関係会社株式売却益	101	14,591
特別損失		
固定資産処分損	625	
減損損失	7,014	
投資有価証券売却損	331	
投資有価証券評価損	403	
固定資産圧縮損	576	
訴訟関連損失	169	
損害賠償損失	200	9,323
税金等調整前当期純損失		45,234
法人税、住民税及び事業税	9,169	
法人税等調整額	8,468	17,638
当期純損失		62,872
非支配株主に帰属する当期純利益		6,727
親会社株主に帰属する当期純損失		69,599

計算書類

▶ 貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	364,680
流動資産	80,791
現金及び預金	57,340
売掛金	1,735
原材料及び貯蔵品	28
前渡金	196
前払費用	5
短期貸付金	13,153
その他	8,435
貸倒引当金	△104
固定資産	283,888
有形固定資産	102,045
建物	11,761
構築物	3,454
機械及び装置	2,975
船舶	0
車両運搬具	0
工具器具備品	403
土地	82,653
リース資産	709
建設仮勘定	86
無形固定資産	809
特許権	8
ソフトウェア	735
その他	64
投資その他の資産	181,033
投資有価証券	13,656
関係会社株式	143,927
出資金	0
関係会社出資金	6,381
関係会社長期貸付金	3,897
破産更生債権等	2
長期前払費用	13
前払年金費用	647
繰延税金資産	11,288
その他	1,387
貸倒引当金	△170
資産合計	364,680

(単位：百万円)

科 目	金 額
(負債の部)	309,106
流動負債	107,283
支払手形	173
買掛金	460
短期借入金	21,890
1年内返済予定の長期借入金	24,558
1年内償還予定の社債	10,000
リース債務	149
未払金	8,564
未払費用	1,006
未払法人税等	908
前受金	92
預り金	39,315
賞与引当金	81
その他	82
固定負債	201,823
社債	40,000
長期借入金	71,030
リース債務	606
関係会社事業損失引当金	70,752
特別環境保全費用引当金	937
再評価に係る繰延税金負債	17,269
資産除去債務	756
その他	468
(純資産の部)	55,573
株主資本	13,556
資本金	44,384
資本剰余金	18,154
資本準備金	18,154
利益剰余金	△44,223
その他利益剰余金	△44,223
特別償却準備金	545
固定資産圧縮積立金	467
繰越利益剰余金	△45,235
自己株式	△4,759
評価・換算差額等	41,810
その他有価証券評価差額金	2,803
繰延ヘッジ損益	0
土地再評価差額金	39,006
新株予約権	205
負債及び純資産合計	364,680

▶ 損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
グループ運営収入	11,718	
関係会社受取配当金	13,971	
その他の営業収益	2,724	28,414
営業費用		12,243
営業利益		16,170
営業外収益		
受取利息	242	
受取配当金	894	
その他	74	1,210
営業外費用		
支払利息	1,147	
社債利息	367	
支払手数料	534	
その他	415	2,465
経常利益		14,916
特別利益		
固定資産処分益	9,048	
投資有価証券売却益	2,257	
関係会社株式売却益	6,090	
固定資産受贈益	97	17,494
特別損失		
固定資産処分損	185	
減損損失	16	
投資有価証券売却損	331	
投資有価証券評価損	373	
関係会社株式評価損	10,652	
関係会社事業損失引当金繰入額	67,497	79,058
税引前当期純損失		46,646
法人税、住民税及び事業税	3,611	
法人税等調整額	△988	2,622
当期純損失		49,269

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社三井E&Sホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武久善栄	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田真	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武田芳明	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三井E&Sホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井E&Sホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

株式会社三井E&Sホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武 久 善 栄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 田 真 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武 田 芳 明 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三井E&Sホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

》 監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第116期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社に赴き、子会社の本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を企業会計審議会が公表する諸基準並びに日本公認会計士協会が公表する諸規則等に準拠して整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

株式会社三井E&Sホールディングス 監査役会

常勤監査役	平	岩	隆	弘	㊟
常勤監査役	樋	口	浩	毅	㊟
監査役	遠	藤	修	修	㊟
監査役	田	中	浩	一	㊟

(注) 監査役遠藤 修及び田中浩一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

(メモ欄)

■ 当社HPのご案内

当社ホームページでは、IR情報、中期経営計画、サステナビリティへの取り組みを掲載しておりますのでご覧ください。

スマートフォンからでもご覧いただけます。

 <https://www.mes.co.jp/>



■ 単元未満株式買取・買増請求制度のご案内

買取請求

100株未満の株式を、当社に対して**市場価格で売却できる制度**です。

<例> 60株を保有の場合、市場では売却できませんが、市場価格で当社が買い取りいたします。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{60\text{株}} \\
 \text{当社に市場価格で売却}
 \end{array}
 -
 \begin{array}{c}
 \boxed{60\text{株}} \\
 \text{市場価格で売却}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{c}
 \boxed{\text{¥}} \\
 \text{現金化}
 \end{array}$$

買増請求

100株(単元株式)に不足する数の株式を、当社から**市場価格で買い増し、単元株にすることが**できる制度です。

<例> 60株を保有の場合、40株を買い増して、100株とすることができます。

$$\begin{array}{c}
 \boxed{60\text{株}} \\
 \text{保有}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{c}
 \boxed{40\text{株}} \\
 \text{40株を当社から市場価格で購入}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{c}
 \boxed{100\text{株}} \\
 \text{単元株式 (100株)}
 \end{array}$$

■ 株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日までの1年
定時株主総会	毎年6月開催
同総会の議決権の基準日	毎年3月31日
期末配当の基準日	毎年3月31日
中間配当の基準日	毎年9月30日
公告方法	電子公告 (https://www.mes.co.jp/) 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内で発行する日本経済新聞に掲載します。
1単元株式数	100株
株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

ゆうちょ銀行口座配当金受取りサービス開始のご案内

当社は従来の配当金のお受取り方法に加え、2016年4月1日より、ゆうちょ銀行口座配当金受取りサービスを開始しております。詳細については、証券会社の口座に株式を保有されている株主さまは株主さまの口座のある証券会社に、特別口座に株式を保有されている株主さまは下記の三井住友信託銀行株式会社 証券代行部にご連絡ください。

株式関係業務におけるマイナンバーの利用

法令等に定められた通り、税務署へ提出する支払調書に株主さまのマイナンバーを記載します。

マイナンバーは、株式の税務関係の手続きが必要となりますので、お取引の証券会社等へお届出ください。

郵送物ご送付先・電話お問い合わせ先

〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

株主総会会場ご案内図詳細(地下ルート)



- ① 汐留方面出口(地下)より「都営地下鉄新橋駅」の看板を見て直進。階段を下る。
- ② 「PLAZA」「タワーレコード」を見ながらシオサイト地下道を直進。
- ③ 「マクドナルド」手前右手のエスカレーターで1フロア昇る。
- ④ エスカレーターを昇ったら、右手の自動ドアから屋外の階段に出る(左手にはスターバックス)。
- ⑤ 階段を上ったら環状2号線沿いに進み、首都高速下の交差点へ。
- ⑥ 首都高速下の横断歩道をベルサール汐留側に渡り、右折。
- ⑦ 浜離宮側に再度横断歩道を渡り、左折して新大橋通り沿いに進む。

